

けんぽQ & A

Series39

Q 柔道整復師整骨院や接骨院等のかかり方について教えてください。

A まず、柔道整復師整骨院や接骨院等（はり・きゅう含む）は、あくまでも病院との重複受診はできません。

◆ 柔道整復師の整骨院や接骨院にかかる時に健康保険を使用できる場合

○急性などの外傷性：打撲・捻挫および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼
※ 骨折・脱臼については病院医師の同意が必要です。（応急処置を除く）

◆ 健康保険を使用できない場合

○単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
○病気（神経痛・リュマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
○脳疾患後遺症などの慢性病
○過去の交通事故等による後遺症
○慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
○原則として同一負傷に対して同期間に保健医療機関などで診療を受けている場合
○症状の改善の見られない長期の治療
○医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
○原則として仕事中や通勤途上におきた負傷

☆ 「家族に付添ったついで」や「ついでに他の箇所」といった「ついで」の受診は支給対象外となります。

☆ 整骨院・接骨院で初めに行かれる際に、白紙の療養費支給申請書に署名・捺印を先に行うのは間違えで、治療内容を確認のうえ署名・捺印をするようにしてください。